

# 令和7年第3回定例会

令和7年 11月14日 開会

同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

---

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 1 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 1 3 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 第 7 議案第 1 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 1 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 1 6 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 1 7 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 1 議案第 1 8 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 1 9 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 1 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事

業会計資本剰余金の処分及び決算認定について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

### 出席議員（16名）

1番	中山晴親君	2番	丸山保君
3番	中澤秀平君	4番	内田裕美子君
5番	野口靖君	6番	大久保協城君
9番	湯井廣志君	10番	冬木一俊君
11番	吉田達哉君	12番	渡辺隆宏君
14番	小野聡子君	15番	三澤望太君
16番	佐藤学君	17番	山崎恒彦君
18番	栗原透君	19番	松本文和君

### 欠席議員（3名）

7番	針谷賢一君	8番	窪田行隆君
13番	角倉邦良君		

---

### 説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括兼病院長	設楽芳範君	病院長補佐	渡部登志雄君
事務局長兼経営管理部長	高田克巳君	看護部長	高田幸子君
薬剤部長	桜澤千世君	診療支援部長	関根圭介君
総務課長	田村朝亮君	企画財政課長	平澤和興君
参事兼医療サービス課長	五十嵐哲二君	施設安全管理課長	黒澤透君

---

### 事務局職員出席者

総務課総務グループリーダー	新井敬継	総務課人事給与グループリーダー	大澤佑典
研修管理センター主査	渡辺美希	総務課主査	齋藤愛
総務課主事	栗原萌佳	総務課主事	桜井大弥

## 開会の挨拶

議長（吉田達哉君） 皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影または録音などしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が針谷賢一議員、窪田行隆議員より提出されていますので、ご報告いたします。

次に、議員各位にお願いを申し上げます。

今期定例会は、感染症対策のためマスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても感染拡大防止のためマスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件、議案9件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

---

## 開会及び開議

午後2時05分開会

議長（吉田達哉君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和7年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 第1 会期の決定

議長（吉田達哉君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(吉田達哉君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## 第2 会議録署名議員の指名

議長(吉田達哉君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において9番、湯井廣志君、12番、渡辺隆宏君を指名いたします。

---

## 第3 管理者発言

議長(吉田達哉君) 日程第3、管理者挨拶であります。管理者。

管理者(新井雅博君) 開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

令和7年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

本日、本議会にご提案をさせていただきます案件は、報告1件、議案9件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

## 第4 報告第1号

議長(吉田達哉君) 日程第4、報告第1号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(高田克巳君) 報告第1号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員に審査をいただきましたので、報告するものであります。

初めに、病院事業会計であります。流動資産が42億6,620万3,000円、流動負債から企業債等を控除した額が19億4,940万5,000円、建設改良費以外の経費に充てる地方債の額が7億3,304万2,000円、差引資金譲与額が15億8,375万6,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計であります。流動資産が3億7,016万6,000円、流動負債から企業債等を控除した額が914万7,000円、

差引資金剰余額が3億6,101万9,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

以上、報告とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査委員の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、監査委員を代表して審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月22日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和6年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、審査の報告とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号について報告を終わります。

---

## 第5 議案第12号

議長（吉田達哉君） 日程第5、議案第12号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第12号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本件は、組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外

三町広域清掃組合の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更され、また災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合による共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるのもであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 第6 議案第13号

議長（吉田達哉君） 日程第6、議案第13号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第13号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてご説明申し上げます。

本件は、財産処分について、地方自治法第289条の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分について、

令和8年3月31日現在の残額を各共同処理団体の人口で按分し、端数が発生した場合は同組合の一般会計口座に収納をするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 第7 議案第14号

議長（吉田達哉君） 日程第7、議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和7年8月7日、人事院から国会及び内閣に対して、令和7年度の国家公務員給与について、民間が公務を上回る結果を受け、俸給月額の上上げ及び勤勉手当の支給月数の引上げを主な内容とする勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、本組合におきましても国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。第1条のうち第7条の3第1項第1号につきましては、医師の初任給調整手当の額を月額31万800円に改め、第10条の2第2項第2号につきましては、職員の通勤手当の額を通勤距離が片道10キロ以上15キロ未満から5キロ毎に見直し、通勤距離が片道60キロ以上ま

での支給額を段階的に引き上げる改正となります。第15条第2項につきましては、職員の期末手当の支給率を0.025月引き上げ、第16条第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当の支給率を0.025月引き上げることにより、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.60月から4.65月とするものとし、再任用職員の勤勉手当及び期末手当の支給率を0.025月引き上げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間2.40月から2.45月とするものであります。別表第1及び別表第2につきましては、俸給月額の上昇として改めるものであります。

第2条につきましては、期末・勤勉手当の年間合計月数4.65月を令和8年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.325月とし、再任用職員についても、期末・勤勉手当の年間合計月数2.45月を6月期と12月期で平準化し、それぞれ1.225月とするものであります。

施行日につきましては公布の日からとし、第2条につきましては令和8年4月1日からとするものであります。なお、第7条の3第1項第1号並びに給料表の別表第1及び別表第2の改正につきましては、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 職員の給与に関する条例の一部改正について質問させていただきますが、これ先ほど説明があったように国の人事院勧告によって、月給が大体3.62%増のボーナス0.05月引き上げるといったような内容でありますけれども、これは先ほどの議員説明会でも非常にこの病院は見る限りこの経営が苦しい。こういう中で、一般企業ならば当然給料減、ボーナスもカットといったような状況に普通はなると思っています。

企業経営でこの病院も行いますので、普通なら企業というのは給料は、収益がたくさん上がった、そういう中で、それでは従業員に還元しましょうと給料を上げたりボーナスも増やしたりするんですよね。そういう中で、この病院非常に私は経営が苦しい中で、なぜ人事院勧告に沿って同じように上げなければならないのか、その点をお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 総務課長。

総務課長（田村朝亮君） お世話になります。総務課の田村でございます。ご質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

人事院勧告の対応につきましては、現時点では人事院勧告に完全に準拠することを想定としておりますが、現在の厳しい経営環境の中、様々な経費削減を検

討、実施しております。給与の一部カットにつきましても当然検討しなければならない状況のものと認識しております。

しかしながら、全国的に医療職が不足している現況下でそのようなことを行くと、現在の当組合の職員の大量離職につながりかねず、また必要な人員確保自体が難しいことも想定されます。その場合、病院経営に非常に重大な支障が生じかねないこともありまして、今後につきましても給与カットを含め慎重に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 総務課長の答弁は分かりますけれども、この病院も藤岡市に準じるような給料体系になっておりますよね。そういう中で、藤岡市の職員が人事院勧告になれば、こちらも同じような勧告を受ける。

ですが、あくまでもこの病院は企業経営ですよ。だから、収益が上がって何ぼの世界でありますから、そういうことをよく考えてこの業務に当たっていただければと思います。

このことについては、決算のほうでまた再度やらせていただきます。

以上です。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

## 第8 議案第15号

議長（吉田達哉君） 日程第8、議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和7年8月の人事院勧告を踏まえ、職員の給与条例を改正するにあたり、会計年度任用職員においても所要の改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、第1条のうち第10条第2項では、会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.025月引き上げ、0.70月から0.725月とし、勤勉手当の支給率を0.025月引き上げ、0.50月から0.525月に改正を行うものであります。

第2条につきましては、期末・勤勉手当の年間合計月数を2.45月を令和8年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ1.225月と改正を行うものであります。

施行日につきましては公布の日からとし、第2条につきましては令和8年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

## 第9 議案第16号

議長（吉田達哉君） 日程第9、議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件につきましては、電気工作物保安監督手当及び感染症の患者に関する医療に関する法律施行規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となり、これに対応するため所要の改正をお願いするものがあります。

改正の内容であります。第2条第9号に電気工作物保安監督員手当を加え、新たに第11条に電気工作物保安監督手当の対象として電気事業法第43条第1項または第2項の規定により選任された主任技術者として電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務に従事している者に支給するものを加え、手当の額は月額6,000円とする改正となります。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症が5類感染症の指定となりました。今後、新たな指定感染症が発生した場合に対応できるように、附則第2条第1項を「群馬県知事からの要請を受けてクラスター対策チームとして業務に従事した場合は、群馬県から受ける費用弁償等を超えない範囲において管理者が定める」に改めるものであります。

施行日につきましては、令和7年12月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

---

### 第10 議案第17号

議長（吉田達哉君） 日程第10、議案第17号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第17号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第2条で公立藤岡総合病院の業務の予定量の変更、第3条の収益的収入及び支出で、病院事業収益1億7,637万5,000円の減額補正、病院事業費用2億5,367万3,000円の増額補正となっております。

また、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条、業務の予定量であります。入院の年間患者数を11万4,830人から10万6,437人へ、1日平均患者数を314人から291人へ、外来では年間患者数を16万3,108人から16万1,000人へ、1日平均患者数を674人から665人へ変更するものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第1款病院事業収益では、1億7,637万5,000円を減額し、総額を123億84万6,000円とするものであります。内訳は、第1項医業収益で1億7,637万5,000円を減額するものであります。

内容といたしましては、入院収益として1億2,577万5,000円、外来収益として5,060万円を減額するものでございます。減額の理由といたしましては、令和7年7月より南7階の地域包括ケア病棟47床を休床とし、急性期に特化した病院として経営改善に向けた取組を進めてまいりました。1病棟を閉鎖し、看護師やコメディカル職員を急性期病棟へ集中させ回転率を上

げること、1日平均入院患者数を290名と想定しておりましたが、7月が約400名、8月が約200名、9月においては約1,000名の入院患者数が減少する結果となっております。年度末までの事業計画を7月から9月の3か月の実績を踏まえ見直しを行い、今回補正をさせていただきました。

外来患者におきましても、当初は年間16万3,108人を予定していましたが、7月から9月の実績を踏まえ、1日の外来患者数を674名から665名に下方修正し、年間16万1,000人といたしました。

続きまして、収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用では、2億5,367万3,000円を追加し、総額を144億4,675万2,000円とするものであります。内訳は、第1項医業費用で2億5,367万3,000円を増額するものであります。

内容といたしましては、人事院勧告における給与及び諸手当の引上げ及び救急の医師増員等による給与費の増となっております。

経費でございますが、外来棟設備機器の修繕費を翌年度以降に延期、また医療機器の保守料、施設設備の維持管理に係る委託料の見直し等により減額するものです。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の予定額を3億1,835万1,000円追加し総額を68億9,425万6,000円とするものであります。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決

しました。

### 第 1 1 議案第 1 8 号

議長（吉田達哉君） 日程第 1 1、議案第 1 8 号、令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第 1 8 号、令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第 2 条の収益的収入及び支出で訪問看護事業費用 6 9 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正。また、第 3 条では職員給与費の補正に伴うものがございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第 2 条、収益的収入及び支出の収益的支出についてご説明を申し上げます。

第 1 款訪問看護事業費用では、6 9 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 3, 4 2 0 万 9, 0 0 0 円とするものであります。内訳は、第 1 項事業費用で 6 9 0 万 4, 0 0 0 円を追加するものであります。

内容といたしましては、人事院勧告における給与及び諸手当の引上げによる給与費の増額となっております。

次に、第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費の予定額を 6 9 0 万円追加し、総額を 9, 0 7 7 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

## 第12 議案第19号

議長（吉田達哉君） 日程第12、議案第19号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第19号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

決算認定につきましては、14億1,475万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加えた28億6,021万円の未処理欠損金を令和7年度に繰越しをいたしました。

また、本決算につきましては、去る8月22日、細谷、内田両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、患者状況ですが、入院患者数は、年間10万9,669人で、前年度と比較いたしますと年間で1,350人、約1.2%の減となっております。

外来患者数は、年間16万914人で、前年度と比較いたしますと年間で1,971人、約1.2%の減となっております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入の税抜き決算額は、120億6,167万263円で、このうち医業収益で113億764万8,073円、内訳といたしまして、入院収益で68億9,203万7,604円、外来収益で38億6,409万8,617円、その他医業収益は5億5,151万1,852円で、このうち救急他会計負担金は1億96万円でございます。

次に、医業外収益につきましては、6億4,139万5,695円で、主な内訳といたしましては、企業債償還利息などの他会計負担金で1億6,992万6,000円、補助金等の減価償却見合い分の収益化による長期前受金戻入で3億9,371万4,320円でございます。

次に、特別利益につきましては、過年度損益修正益、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等により1億1,262万6,495円ございました。

次に、支出の税抜き決算額は、134億7,643万50円で、このうち医業費用で127億1,084万8,153円。主な内訳といたしましては、給与費で65億9,692万3,703円、材料費で33億1,966万4,918円、経費で19億4,515万9,215円、減価償却費で7億8,800万6,694円でございます。

医業外費用につきましては、7億6,558万1,897円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億1,544万6,617円、消費税の費用化による雑支出が6億4,547万9,655円ございました。

医業収支比率は89%、総収支比率は89.5%で、14億1,475万9,787円の純損失を計上いたしました。前年度繰越欠損金14億4,545万6,715円と合わせて28億6,021万6,502円を未処理欠損金として令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入の税込み決算額は20億2,100万1,000円、内訳といたしましては、企業債償還元金に対する他会計負担金で4億6,333万7,000円、企業債で15億5,080万円、補助金で686万4,000円でございます。

これに対しまして、資本的支出の税込み決算額は30億1,726万1,967円で、内訳といたしましては、建設改良費で16億163万8,558円、企業債償還金で10億9,962万3,409円、出資金で3億1,600万円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億9,626万967円は、過年度分損益勘定留保資金9億9,014万6,395円、当年度分消費税資本的収支調整額611万4,572円を充て収支の均衡を保っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月22日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和6年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、監査審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

令和6年度は、電子カルテの更新による患者制限の影響及びコロナによる病棟閉鎖が主な理由により、病院事業収益は入院、外来ともに前年より減少しております。

一方、費用面では、人事院勧告による給与費の増加、食材料費の高騰、物価高騰により材料費が上がっていることなどにより、大幅な純損失を計上しております。

今後の病院運営は、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に信頼される質の高い医療の提供と将来的に安定した健全な経営を期待するものであります。

以上、決算審査の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田達哉君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 決算書を見させていただきましたが、これ非常に大変な経営かなと私は思います。収益が120億に比べて費用が134億ということは、14億円にも上る純の損失が1年間で計上されている。繰越欠損を合わせれば28億円というような欠損額がある。現金残高を見てみましたが、大体そちらで言っている予想に比べて実績になると手持ちの現金が1億円ほど下回る。これで行くと恐らく来月、12月の手持ち現金、私は5億円ほどになるかなというふうに計算しております。

7月8日に臨時説明会、本会議会の前に説明会がありましたけれども、これ何もしなければ来年の3月には現金が2億までなるというような説明がありましたけれども、どうにか対策をすれば9億円に収まるというような説明でありました。恐らく、対策をしても私は7億か8億くらいの現金になるのかなというふうに思っています。入ってくるものをどうにか増やすしかない。出ていくものを、費用を抑えるしかないんですね。

そういう中で、そちらで説明を議員説明会でしていますけれども、入ってくるものを増やす、これ何をするのか、何が実際にできるのか、まず最初にお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 企画財政課長。

企画財政課長（平澤和興君） 企画財政課、平澤です。お答えさせていただきます。

まず、収益について、先ほど議員説明会でもございましたけれども、収益の最大化、費用の最小化に取り組んでいきますけれども、とにかく急性期に特化した病院づくりということで救急医療を充実させ入院につなげることと、あと土日の退院も減少させる、できるだけ有効なベッドを平日確保するために土日の退院をなくしていく。あとは回復期リハビリテーション病棟の利用拡大についても、先ほど議員説明会で説明させていただきました平均の入院患者を増やすということでございます。

以上です。

議長（吉田達哉君） 暫時休憩いたします。3時より再開いたします。

（午後2時52分休憩）

（午後2時55分再開）

議長（吉田達哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 先ほど企画財政課長のほうから答弁がありましたけれども、要するに説明会と同じように患者を増やす、退院させることで収益を増やしていくという考えのようですが、次にそれじゃ反対に出ていくものを抑える。これ何ができるのか、実際に何をするのかお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

先ほど冒頭の議員説明会でも申し上げましたとおり、削減につきましてはいろいろ試みておりまして、高額医療機器の保守点検料等含めまして引き続き改善、また材料費の引下げ等も交渉を続けております。それはそれでやっていきますが、特にこれといった決め手がないのが現状でございます。ただ、今までの努力は引き続き続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（吉田達哉君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 削減、また収入のことを伺ったんですが、これ最初に申したように年間14億、14億というような純損失がここで発生していますけれども、せめて10億円ぐらいの費用を削減しなければどうにもならない。改善計画を見てもそちらのご説明では削減は2億6,000万円ほどでしかなくなってない。

公共の病院というのは、非常に公務員に準じているので、皆さんは非常に私は甘えがあるのかなと思っています。最後には関係自治体がどうにか面倒を見てくれるというような考えでいるのかもしれないけれども、ここまでやるのなら二、三年で結果を出してください。そんなにいつまでも待てるものではあ

りませんよ。ただ、黒字に私はならなくてもいいですよ。赤字をいかに減らすか、それだけですよね。

給料の議案も上がりましたが、こういう中でも給料は増える、ボーナスも増える。今回、病院議員が長野と新潟のほうへ視察行きましたけれども、給料をカットしてまで病院を再建したというような病院の視察を行って見ましたけれども、非常にそういうところもあるわけです。

だから、この結果が二、三年で出せないなら、自ら給料をカットする、ボーナスも返上する、このくらいの気構えがあるのかお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

湯井議員おっしゃることは、本当に肝に命じて我々職員一同今後も経営改善に努めてまいりたいと思います。そして少しでも、診療の質は保って、例えばサービスも損なわない限りの削減を続けてまいりたいと思います。給料についても検討させていただきますので、今後ともご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 減らせ、増やせ、いろいろ言ってきたんですけども、私、今のこの状態だと非常に診療報酬というのが低いのかなというように感じています。が、その診療報酬というのも高市総理になって上げるような話がありますが、これきちんと診療報酬を上げないと、全てのこの公共病院の大病院は非常に苦しい経営になっているんですよ。

だから、この診療報酬を上げるために県内の病院が一致し、政治家を動かし、この診療報酬を何とか上げる、そのような行動に早速入るような考えがあるのかお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

こちらから行政への直接の提言はなかなか難しいんですが、現状では、公立5病院、館林厚生病院、伊勢崎市民病院、それから当院と桐生厚生と富岡総合、5病院が集まりましてお互いの経営改善に向けた、病院長と事務長と集まりまして経営改善に向けた取組についていろいろ情報提供しあっておりますので、そういうものを含めて病院間で持ち合いながらやっていきたいと考えております。それで答弁とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。野口靖君。

議員（野口 靖君） 先ほどからやはり収支の中で、赤字という中で、また改善を目指しながら人件費削減、いろんな形ですけれども、人件費はこれ以上削減はできないでしょうけれども、今見た監査の報告書の中では病床利用率現状75.3%

という現状の中に至っております。当初の目標は90とかそんな数字の中で議員説明会でやったのかなというふうに思いますけれども、この明らかに15%くらい違ってくる。これはまさに病床の数、この医療圏の人口の比率の中で、どのような考えの中の病床が決まっているのか、その辺をお聞きします。

議長（吉田達哉君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

当初は、地域包括ケア病棟も含めての見込みでありましたが、7月にそちらをやめまして、急性期として47床減らした中での運営でやっておりますので、急性期の病床の中では現在90%の稼働率を保っております。さらにそれを95%とかに上げられるように努力は続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） 今、95%ですけれども、この病床使用率の75というのは救急の形の中ですけれども、この医療圏の人口の中で、この今病床率が適正で、もっと増やしたほうがいいのか、逆に言えば稼働率を上げるためには、その辺のところはどのように。

議長（吉田達哉君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

急性期病院としては、看護の重症度が必要だと思う、そういうものを計算した上でベッドの運営も考えていかなければいけないものですから、一概に病床稼働だけを上げるんじゃなくて、それに見合った重症の患者さんで満たしていかなければいけないので、現状では大体300床前後でやっておりますけれども、そのくらいのものになるのかなと考えております。

以上です。

議長（吉田達哉君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） そうしますと、今の病床数と300が目安というふうな形になっていきますと、やはり分母の数字を300に近づけることによってまた稼働率また変わってくるし、そしてまたその人員配置その他等が変わってくるとまた内容が変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、そのところは具体的にやはり医療に従事している、その人のやはり必要な医療というのが地域にあるでしょうから、それがただ数字だけではなくて、サービスを充実しながら、なおかつ運営する中で検討していく一つのものなのかなというふうに思いますので、今後検討してください。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(吉田達哉君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(吉田達哉君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田達哉君) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

### 第13 議案第20号

議長(吉田達哉君) 日程第13、議案第20号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計資本剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第20号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、資本剰余金の処分につきましては、資本剰余金1,014万9,500円のうち、376万1,500円を欠損金に充てるものでございます。

令和6年度は、介護老人保健施設事業で1億3,179万円の純損失、訪問看護事業では392万円の純利益となり、2施設合計で1億2,787万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金に純損失を加え、2億4,227万円の未処理欠損金を令和7年度に繰り越しをいたしました。

また、本決算につきましては、去る8月22日、細谷、内田両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書のとおりでございます。

ここで、監査に当たっていただきました細谷、内田両監査委員に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田達哉君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(高田克巳君) 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計資本剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

介護老人保健施設しらすぎの里の閉鎖に伴い送迎用車両を売却したことにより、資本剰余金1,014万9,500円のうち、車両売却に係る財産評価額376万1,500円を処分し、欠損金に充てるものでございます。

次に、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらすぎの里でございます。

施設利用状況ですが、入所利用者数は年間1,113人、前年度と比較しますと年間で2万1,361人の減、通所利用者数は年間1,688人で前年度と比較いたしますと年間で6,043人の減となっております。6月をもって入所サービスを閉鎖し、また8月末をもって通所サービスを閉鎖させていただきました。以降、群馬県に事業休止届を提出、令和7年3月31日付で事業廃止届を提出しております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は3,827万304円で、このうち事業収益で3,347万5,937円、内訳といたしまして、施設介護収益で1,124万1,287円、居宅介護収益で1,326万1,124円、居宅介護支援収益で195万4,810円、施設介護利用料収益で378万3,720円、居宅介護利用料収益で292万8,026円、その他事業収益で30万6,970円でございます。

事業外収益につきましては、449万6,365円で、内訳といたしまして、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で298万2,502円、その他事業外収益で151万3,863円でございます。

特別利益につきましては、固定資産売却益で29万8,002円でございます。

次に支出の決算額は1億7,006万4,831円で、このうち事業費用で1億6,515万7,262円、主な内訳といたしまして、給与費9,944万3,430円、材料費で217万9,309円、経費で2,041万8,946円、委託費で1,736万954円、減価償却費で2,246万2,624円でございます。

事業外費用につきましては、482万9,362円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息で457万2,751円でございます。

事業収支比率では20.2%、総収支比率は22.5%で、1億3,179万4,527円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

利用状況ですが、利用者数は年間8,394人、前年度と比較いたしますと

1, 683人の減となっております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は8,440万4,762円で、このうち事業収益は8,109万3,093円でございます。内訳といたしまして、訪問看護療養収益で3,404万5,907円、介護保険訪問看護療養収益で3,967万8,675円、訪問看護利用料収益で277万8,755円、介護保険利用料収益で458万9,756円でございます。

事業外収益につきましては、331万1,669円ございました。

次に、支出の決算額は8,048万3,315円で、このうち、事業費用は8,009万5,922円、主な内訳といたしまして、給与費で7,072万7,732円、材料費で29万8,521円、経費で651万8,437円、委託費で163万4,703円、減価償却費で91万6,528円でございます。

事業外費用につきましては、38万7,393円ございました。

事業収支比率では101.2%、総収支比率は、104.9%で、392万1,447円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で1億2,787万3,080円の純損失を計上し、2億4,227万1,647円を未処理欠損金として令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

介護老人保健施設事業資本的収入の決算額は、3億1,732万4,068円で、内訳といたしましては出資金で3億1,600万円、固定資産売却代金で132万4,068円でございます。

訪問看護資本的収入はございませんでした。

これに対しまして、介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は5,618万5,088円で、内訳といたしまして、建設改良費で51万6,269円、企業債償還金で5,566万8,819円でございます。

訪問看護事業資本的支出の決算額は187万467円で、内容といたしましては、建設改良費で187万467円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額187万467円は、当年度分損益勘定留保資金187万467円を充て収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告を

申し上げます。

去る8月22日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された、令和6年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用者状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

今後は、高齢化が進み在宅医療が求められる中、公立藤岡総合病院と医療・介護・在宅支援の機能を包括的に担い、自治体の地域包括支援センターと連携を強化し、地域一体となり地域住民や利用者及びその家族に期待される訪問看護ステーションの確立を望みます。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田達哉君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第20号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 字句の整理の件

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者挨拶

議長（吉田達哉君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議の上、ご決定を賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

また、議員皆様方から賜りましたご意見、ご指導に対しましてはしっかりと受け止めさせていただきます。今後も地域の中核病院として、地域住民の安心、あるいは充実した医療の提供にしっかりと努めていくとともに、病院の健全経営により一層の努力をしてまいりたいと存じますので、引き続きのご理解とご支援を賜りたいと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、お体に十分ご自愛の上、ますますご活躍をいただきますようにご祈念させていただき、お礼のご挨拶いたします。大変お世話になりありがとうございました。

---

#### 閉会

議長（吉田達哉君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時20分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 吉 田 達 哉

署名議員 湯 井 廣 志

署名議員 渡 辺 隆 宏